

## 判 決

本件、殺人未遂被告事件について、被告人は（無罪）・有罪）です。  
理由は以下のとおりです。

### 理由① Aが殺人予告を書き込んだことについて

本件は、平成24年4月5日午後10時ころ、前崎市表町二丁目367番2号  
所在の駐車場「前崎ニコニコパーキング」前路上において発生したところ、  
によれば、Aが本件犯行当日の2日前である平成24年4月3日7時32分に前橋市内  
の「遊ランド」というネットカフェの72番席に設置されたパソコンから、インター  
ネット上の3ちゃんねるという巨大匿名掲示板に「Dear Boss 平成24年4月5  
日の午後10時きっかりに、この俺様が前崎駅北口で高慢な女に天誅を下す。この俺  
様を止めることは誰にもできない。」など書き込んだことが認められます。

しかしながら、本件犯行と、書き込み内容は、日時・場所及び被害者の性別などお  
およそ一致するものの、場所や対象者が限定されているとまでは言えず、掲示板の内  
容を再現したものであると断定することはできません。

また、仮に本件書き込み内容を再現したものであるとしても、3ちゃんねるの掲示  
板は誰でも閲覧可能であったことからすると、書き込みをした者以外の者が、犯行を  
思い立って実行したことということも十分考えられます。

以上より、当該事実は、被告人が犯人であることを（強く・相当程度・弱いながら）  
推認させ（ます・ません）。

### 理由② Vの血のついた出刃包丁について

出刃包丁（以下「本件出刃包丁」といいます。）が、犯行現場近くの側溝から見つ  
かったこと、同包丁に被害者の血痕が付着していたことからすれば、本件犯行の凶器  
は本件出刃包丁であると認められます。

本件出刃包丁には「村上」という特徴的な銘が入っているところ、「村上」の出刃  
包丁は5本しか生産されておらず、5本すべて群馬県内のスーパーで販売され、その  
内の1本を平成24年3月15日に被告人が購入したことが認められます。

しかし、本件出刃包丁が3月15日にAが購入した包丁であるとの立証はされてお  
らず、A購入の包丁以外の4本のうちのどれかという可能性も十分考えられます。

また、Aが購入したはずの村上の出刃包丁を現在持っていなかったとしても、その  
ことから本件出刃包丁がAが購入した包丁であると断定することも出来ません。A購  
入以外の4本の包丁についての現在の所在も明らかでないからです。

以上より、当該事実は、被告人が犯人であることを（強く・相当程度・弱いながら）  
推認させ（ます・ません）。

### 理由③ 目撃情報について

証人佐藤芽有里は、本件犯行の被害者ですが、Aとは事前に面識がなくあえて嘘についてAを陥れる理由もないこと、Aの視力や現場の明るさなど目撃の際の状況は良好であること、さらに証言内容も自然であることから、芽有里の証言は信用することが出来ます。

この信用できる芽有里証言によれば、犯人の特徴は、身長170cm程度の男性で、NIKEの黒色のロゴの入ったグレーのレインパーカーを着ていたことが認められます。

他方、Aは身長170cmで、平成24年3月5日、NIKEのパーカーを購入したことが認められます。

しかしながら、170cmという身長は、男性の身長としては一般的なもので、Aを犯人と特定させる事実とは言えません。また、NIKEのパーカーも大量に出回っている量販品ですので、これをAが購入しており、かつ、Aが所持していなかったとしても、Aが犯人であると特定するに足りる特徴とは言えません。

つまり、身長170センチの男性でNIKEの黒色のロゴの入ったグレーのレインパーカーを持っている人物はA以外にもたくさんいますので、A以外の者の犯行である可能性も十分にあるといえます。

以上より、当該事実は、被告人が犯人であることを（強く・相当程度・弱いながら）推認させ（ます・ません）。

### 理由④ NIKEのパーカーについて

以上より、当該事実は、被告人が犯人であることを（強く・相当程度・弱いながら）推認させ（ます・ません）。

### 理由⑤ 動機について

検察官は、Aが就職活動も、女性関係もうまくいっておらず社会への不満を抱いていたところ、平成24年4月3日に50社目の不採用通知メールと50人目のメールが同じ日に届いたことから、社会や女性への恨みが爆発させたものであり、Aには本件犯行に及ぶ動機があったといえます。

しかしながら、このような不満は多かれ少なかれ誰でも有しており、実際に犯行に及ぶことを動機づけるほど強い事情であるとはいえません。

また、そもそも、被害者芽有里は犯人の顔を見ておらず、顔見知りによる犯行や怨恨を動機とする犯行である可能性も否定できない以上、Aにこのような事情があった

からといって、Aの犯人性を基礎づけることにはなりません。

以上より、当該事実は、被告人が犯人であることを（強く・相当程度・弱いながら）推認させ（ます・**ません**）。

理由⑥ アリバイについて

以上より、被告人には、犯行時、犯行が不可能であったアリバイが（成立します・成立しません）。

理由⑦ その他（総合考慮）

以上のとおり、被告人が本件殺人未遂事件の犯人であることを示す状況証拠を総合して考慮すると、被告人が本件公訴事実を行った犯人であると推認するに（不十分である・十分である）。また、犯行時、被告人にはアリバイが（認められる・認められない）。

したがって、被告人は（有罪・**無罪**）である。